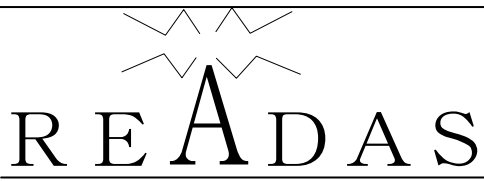


第 5544 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 9月 2日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♣ ゴルフ接待での飲食費の取扱い

Q：ゴルフ接待での飲食費用は、5千円以下であれば損金になりますか？

A：ゴルフ接待での飲食は、ゴルフ接待と一体のものですから5千円以下の飲食交際費とすることはできません

【解説】

交際費等は、法人税法上、原則、損金不算入ですが、飲食その他これに類する行為のために要する費用で1人当たり5千円以下の飲食費については、例外的に損金算入が認められています。

つまり、本来の交際費等に該当する行為に伴ってする飲食は「交際費等」となり、単なる飲食その他これに類する行為のために要する費用については「5千円以下の飲食交際費」となるのです。

したがって、ゴルフ接待に伴う飲食は、ゴルフ接待という一連の行為の中で行われるものですので、飲食費だけをゴルフ場への支払代金の中から抜き出しても5千円以下の飲食交際費として取り扱うことは認められません。

また、この取扱いは、レストラン等がゴルフ場と別会計になっていたとしても同様で、その飲食がゴルフ接待と一体である限り5千円以下の飲食交際費として取り扱うことはできません。

なお、ゴルフコンペの帰りに一部の取引先の者を誘って飲食を行うという場合で、そのゴルフ接待と一体でない認められるものの費用については、1人当たり5千円以下の飲食交際費として取り扱うことができます。

